解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

佐賀県佐賀市富士町大字藤瀬七二四番地の四　一般財団法人スマイルアース

代表清算人　重田　音彦

解散公告

当社は、令和七年二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

熊本県山鹿市鹿本町御宇田二〇二番地　合同会社ｍａｈｏｒｏｂａ

清算人　古荘　勝

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

宮崎市清武町木原五三四番地二　特定非営利活動法人ハートム

清算人　初鹿野　聡

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

宮崎県小林市細野二二六四番地二六　有限会社中村商店

清算人　中村　勝実

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

札幌市清田区清田一条四丁目五番三〇号　医療法人社団清田小児科医院

清算人　三戸　和昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県市原市瀬又九六二番地の三三　誉田第二造成地等共有施設団地管理組合法人

清算人　岡田　繁

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

石川県白山市向島町四九三番地三　農事組合法人松南園芸組合

清算人　北　芳徳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一　医療法人徳徳会

清算人　廣瀬　和徳

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

奈良県磯城郡田原本町一六〇番の二　田原本駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　寺井　孝雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県船橋市山野町一〇三番地一　西船橋住宅管理組合法人

清算人　田野　毅

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシティ銀座ＥＡＳＴ二階　医療法人社団平静の会

清算人　西﨑　直人

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

山梨県上野原市大曽根八五番地　宗教法人大葉教会

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号　青柳ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

兵庫県芦屋市業平町六番三一号　医療法人社団芦屋橋本クリニック

清算人　橋本　裕美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十五日開催の臨時総会の決議により、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

岩手県盛岡市加賀野四丁目一八番五〇号　職業訓練法人岩手中央職業訓練協会

清算人　大峠　勝志

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、令和七年六月上旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和七年四月二十二日（火曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

令和七年四月七日

茨城県高萩市上手綱三三三三番地三　株式会社シンニッタン

代表取締役社長　平山　泰行